

1 はじめに

本書は、植物防疫法に基づき策定した「長野県農作物病害虫防除実施方針」に則り、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の考え方を踏まえた効果的な防除方法の基準を提示し、本県の農作物の安定生産と農薬の適正使用に資するために作成しています。

実際の防除にあたっては、発生予察情報やほ場での病害虫・雑草の発生状況等及び農薬登録情報等を確認し、適切な防除を実施して下さい。

2 掲載農薬について

本書に掲載している農薬は、農林水産大臣登録の農薬のうち、下記ア～オに掲げる事項を考慮し、選定しています。

また、地域の実情に応じた病害虫・雑草防除の指導を行うため、掲載農薬については、農業関係試験場等で試験を行い、普及技術検討会でその成績が適正に評価・検討された「推奨農薬」と、県農業関係機関から提案があった農薬について、県農業関係試験場等による評価・検討を行い、効果的な防除に寄与すると判断された「参考農薬」に区分しています。

- ア 対象病害虫・雑草への効果
- イ 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況等
- ウ 作物及び各品種に対する薬害等
- エ 人畜、蚕、魚類及びその他の動植物等への影響
- オ 周辺環境への影響

3 活用にあたっての留意事項

- (1) 本書に掲載されている農薬は、令和4年11月30日現在の農薬登録内容に沿って記載していますので、使用者は使用前に再度、農薬ラベルに記載の適用作物、希釈倍数・使用量、使用方法、使用時期、使用回数、注意事項（蚕毒・魚毒、薬害等）等について確認し、責任をもって使用して下さい。

また、同じ農薬名（銘柄）であっても、メーカーにより登録内容が異なる場合があります。

特に、平成26年から短期暴露評価が導入され、適用作物の削除等、農薬登録内容が変更されている場合があるので、最新の情報を確認し、新しい登録内容に従って使用して下さい。

（「I 農作物病害虫・雑草防除基準活用上留意する事項

4 短期暴露評価導入による農薬の使用方法の変更について」参照）

- (2) 本書には、混用に関する記載がありますが、これは混用による弊害の事例を記し、注意喚起することが目的です。混用を勧めるものではありません。

- (3) 本書印刷後の改正については、次の URL から確認できます。

○長野県病害虫防除所ホームページ（コード①）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/index.html>

（長野県病害虫防除所 > 農薬関係情報

→「令和5年長野県病害虫・雑草防除基準改正表」）

【農薬に関する情報】

■農林水産省 「農薬コーナー」 （コード②）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku>

■農林水産省「農薬登録情報提供システム」 （コード③）

<https://pesticide.maff.go.jp/>



コード①



コード②



コード③